第4期「みえ生物多様性推進プラン(中間案)」に対するご意見と県の考え方

- 1. 意見募集期間:令和5年12月25日(月)から令和6年1月24日(水)
- 2. 意見提出数:17件
- 3. 寄せられたご意見に対する対応状況
 - ① 反映する:最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの(3件)
 - ② 反映済:意見や提案内容がすでに反映されているもの(8件)

 - ③ 参考にする: 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの(5件) ④ 反映または参考にさせていただくことが難しい: 県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの(1件)
 - ⑤ その他(①~④に該当しないもの)(O件)

番号	該当箇所	ご意見の概要	対応 区分	ご意見に対する考え方
1	第1章第4節 第3期みえ生物多様 性推進プランの取組 の成果と課題 (中間案P.3)	砂浜における課題も明記してください。	2	当該項目は、海域を含む三重県全域を対象として第3期プランの成果と課題を総括的に取りまとめたものであり、砂浜における課題も含めた内容としています。
		「生物多様性に迫る危機」として4つの項目があげられていますが、近年では獣害(特にシカ害)による植生の変化・衰退が生物多様性に深刻な影響を及ぼしているものと考えられますので、これを加えてはいかがでしょうか。	1	ご意見をふまえ下記内容を追記しました。 ・【第2章第3節 2. 自然に対する働きかけの縮小による影響】に、「また、ニホンジカの過度の採食により、自然植生の変化等の影響が依然として深刻な状況であること・【第3章第5節 2. 田園地域・里地里山】「特定の鳥獣の生息域の拡大などにより、農林業への被害や生物多様性の損失が深刻になっています。」
	性推進プランの取組 の成果と課題 (中間案P.4)	生態系ネットワーク形成に向けた様々な主体の連携は十分に進んだとは言えず、生物多様性の保全のためにはより一層の取組が必要です。引き続き、社会全体で三重県の自然を支え合う仕組みづくりを進めるとともに、保護地域以外で生物多様性に資する地域や希少種ではない生き物(普通種)の保全など、新たな施策にも取り組んでいくことで生態系ネットワークの形成を促進していく必要があります。に関しては大いに賛成です。頑張ってください。	2	今後も本プランに基づき、しっかりと取り組んでまいります。
	第2章第3節 三重県の生物多様 性の現状と課題 (中間案P.10)	堤防改修工事による砂浜への現状と課題を加えて下さい。	4	当該項目は、海域を含む三重県全域を対象として生物多様性の現状と 課題を総括的に取りまとめていますので、現行の記載といたします。
5		獣害による影響についても取り上げてはいかがでしょうか。また、外来 種被害や獣害の被害件数・被害額等の実態を整理し、推移を示してはい かがでしょうか。	1	ご意見をふまえ【第2章第3節 2. 自然に対する働きかけの縮小による影響】に、獣害の被害状況の推移について追記しました。 なお、外来種の被害件数等は現状では把握できていません。
6	基本理念 (中間案P.14)	今を生きる私たち一人ひとりが、それぞれの役割に応じて、できることから行動を始めましょうと、県民に生物多様性を守る為に行動をすすめていますが、三重県職員も積極的に行動を進める文言を記載する必要があります。県民に行動を求めるのであれば、職員にも行動を求める文言が必要です。	3	基本理念では三重県職員も含めた個人のとるべき行動や考え方を示しています。 いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
	①希少野生生物の 保全(取組方針1-	希少野生生物の保全を進めるため、野生生物の専門家からなる「三重県生物多様性保全アドバイザー」と協力した保全活動や、野生生物保護の普及啓発等に取り組みます。大いに賛成です。そこで、行政の取り組みはこれまで分かりにくかったので、見える化する一つの方法として、報告会と交流会開催を明記してください。	2	野生生物保護の普及啓発等は、報告会や交流会などさまざまな手法を含むものとして記載しています。 いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
	域等の重要地域の保全(取組方針1-	「ゾーニングによる地域保全」について、ゾーニングマップにより当該種の生息適地とされている場所において開発行為を行おうとする場合に、あらかじめどのような調査や配慮が必要であるかの指針を示していただけると、より保全の効果が高まるものと考えられますが、いかがでしょうか。	3	生息適地とされている場所の保全対応に必要な調査や配慮は種によって異なることから、一律に指針を示すことは難しいと考えます。 いただいたご意見は具体的な保全に取り組む際の参考とさせていただきます。
9	第3章 第3節 1.【取組方針1生物多様性の保全】 ③普通種を含む身	「民間での自然共生サイトへの認定を促進」について、公有地などにおいて生物多様性のポテンシャルが高い場所を選定し、自然共生サイトの保有を希望する民間企業に提供するような仕組みの構築も効果的だと考えられますが、いかがでしょうか。	3	いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、自然共生サイトの拡大は重要であることから、民間での認定取得 を推進するとともに、県においても県有地での認定取得について取り組 んでまいります。
10	⑤生態系に配慮し た公共事業(取組方	希少動植物の生息・生育の可能性が高い地域で公共事業を実施する場合には、生息・生育が想定される種の生態的特性に応じた現地調査を必ず事前に実施し、適切な配慮を講じるとともに、事業実施後もモニタリングを継続することで、生物多様性の保全効果が高まると考えられますので、よろしくお願いします。	1	ご意見をふまえ【第3章第3節 2(1)⑤生態系に配慮した公共事業】に「生物多様性の保全対策等にかかる検証を進める」旨を追記しました。なお、希少種の生息・生育の可能性が高い地域においては調査や保全が必要であると考えられますので、公共事業の実施の際には三重県環境調整システム等の制度を活用するなど、関係各課と連携しながら環境への配慮や適切な対応を行ってまいります。

番号	該当箇所	ご意見の概要	対応 区分	ご意見に対する考え方
11		具体的な実施状況、今後の見通しがありますが、せめて数年後の実施結果を明記する必要があります。保全策の効果を検証していかないとやりっぱなしで後は知らないになってしまうので、より効果的な保全策を進めていくうえで実施結果は必要です。	2	本推進プランの施策の実施状況については、進捗状況を毎年度把握 し、その結果をふまえ、効果的な施策展開を図ってまいります。 いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
12		本プランにおける「ゾーニング」は、生物多様性の観点からのある種の 都市計画のようなものであるべきであり、ゾーニングによって開発が促進 されるエリアと自然地が維持されるエリアが分けられるべきと思います。 そのため、県として、生態系に着目した保全すべきエリアを基にした ゾーニングを実施すべきと考えます。	(3)	本推進プランにおけるゾーニングは、生物多様性の保全上重要な地域 を示すことで、開発計画等における配慮を求めようとするものです。 なお、いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただ きます。
13	全般	全体の中で結果報告の項目が必要です。	2	本推進プランの施策の実施状況については、進捗状況を毎年度把握 し、その結果をふまえ、効果的な施策展開を図ってまいります。 いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
14	全般	啓発を進める上で、職員が県民や団体の前で話す機会を積極的に増 やしていく。言葉を明記してください。	2	本推進プランに関する啓発については、職員も含めてさまざまな主体により実施するものとして記載しています。 いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
15	全般	県民が知識を得るための講演などをもっと積極的に進めて下さい。	2	県民の皆さんが知識を得られるよう、研修会や講演会などさまざまな手 法を用いて、分かりやすい普及啓発活動を実施していきます。 いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
16	全般	生態系ネットワークをわかりやすくしてください。	2	生態系ネットワークについては、分かりやすく理解していただくため、第 3章第6節において図を用いて説明しています。
17	全般	生態系ネットワークに他県のアドバイザーや知識人ボランティア等も入れて三重県内で固めず、幅広い保全策を進められる項目を作ってください。	3	みえ生物多様性保全ネットワークの形成促進に関しては、第4章第2節に記載しており、幅広く多様な主体との連携に取り組んでいくこととしています。 いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。